## （第1報告）

## 少 年 犯 罪 と 鑑 定

——成人刑事事件と比較して——

南山大学大学院法務研究科教授 丸 山 雅 夫

I 少年犯罪の鑑定
II 成人刑事事件と鑑定
III 少年事件と鑑定
IV 今後の課題
［資 料］

## I 少年犯罪の鑑定

最近の日本において，一般人の目からは「異常」あるいは「不可解」としか思え ないような少年の犯罪が社会の関心を集めている。たとえば，2014年7月には，長崎県佐世保市で 15 歳の女子高生が同級生の女子を絞殺した後に，遺体を切断す るという事件が発生した（第 2 の佐世保事件）。また，2015 年 1 月に愛知県名古屋市 で老人を殺害した 19 歳の女子大生（名古屋事件）については，さらに 2 件の高校時代（16 歳当時）の殺人未遂事件の存在が明らかになった。いずれの事件の少年も，「人を殺してみたかった」といった内容の供述をするなど，動機等に不可解さが目立つだけでなく，何らかの精神障害が非行の原因になっているのではないかが強く疑われた。そのため，いずれの少年も，捜査段階での精神鑑定と家庭裁判所送致後 の精神鑑定に付され，その結果が処遇選択の重要な判断資料とされている。成人の犯罪事件に比べ，全体として少年事件での鑑定は例外的な存在であるが，動機や供述内容が不可解であったり，重度の精神障害が疑われるような事案，さらには社会的に大きな衝撃を与えたような事案では，これまでも精神鑑定が実施される例が少 なからず見られた。たとえば，1997 年の神戸児童連続殺傷事件（酒鬼葍薇聖斗事件），

〔資料〕第13回 南山大学法学部•法科大学院—韓南大学校法科大学 学術交流会
2000 年の豊川事件や佐賀バスジャック事件等のセンセーショナルな事件が特に有名である。さらには，本来的に刑法の介入がありえない触法少年の事件において も，処遇内容を判断するための鑑定が実施されることがある。たとえば，2003年 に長崎市で発生した，行為時 12 歳の男子少年が 4 歳の男児を性的暴行の後に殺害 した事案（長崎事件）や，2004 年に佐世保市で起きた，行為時 11 歳の女子少年が同級生の女子をカッターナイフで殺害した事案（第1の佐世保事件）が，その典型例である。これらの触法事件では，家庭裁判所送致後の鑑定において，動機の解明 や精神障害の有無•種類が調べられるとともに，その結果にもとづいて，児童自立支援施設での強制的措置（少 18 条 2 項）の要否と日数が判断されている。それらに対して，虜犯少年については，鑑定を実施する例は皆無と言つてよい。

成人刑事事件の鑑定は，犯罪事件だけを対象として，責任非難の前提となる責任能力の有無の確認だけを目的として実施されるのに対して，少年事件における鑑定 は，少年の問題性（要保護性）を解明したうえで最適な処遇選択（要保護性の解消） を目的とすること（情状鑑定）が多く，触法少年や虞犯少年も対象となりうる点が大きく異なる。また，犯罪少年の責任能力が問題になる場合の鑑定（責任能力鑑定）も，全件送致主義（少 42 条 1 項）による家庭裁判所先議主義との関係で，成人事件の鑑定と異なる扱いが必要とされなければならない。

以上の点を背景として，以下，成人事件における鑑定と比較しながら，犯罪少年 の事件における鑑定の意義と内容を明らかにしたい。

## II 成人刑事事件と鑑定

1 犯罪に対する社会的非難（責任追及）を目的とする成人刑事裁判においては （刑訴1条参照），行為者に責任能力が欠ける場合には（責任無能力〔心神啔失〕），責任が阻却されることから犯罪が成立せず，したがって処罰することができない（刑 39 条1項）。また，責任能力が大きく阻害されている場合には（限定責任能力〔心神耗弱〕），犯罪は成立するものの，その刑罰（社会的非難の程度）が必ず減軽される （刑39条2項）。もちろん，普通の状態にある行為者の場合は，責任能力の有無や程度は特に問題にはならず，裁判で争われることもない。しかし，まれに，精神障害 やアルコール・薬物等の影響によって責任能力が害されていると思われる行為者が散見され，それらについては責任能力の有無•程度を明らかにするための責任能力鑑定（精神科鑑定）が実施されることがある。ただ，成人刑事事件の場合は，罪刑

の均衡を重視することからも明らかなように，犯罪の程度や内容と刑罰との均衡 （行為と責任との均衡）が求められるため，行為者がどのような環境に育ったかとい うような個人的な事情は，刑罰による社会的非難にとつて特に重要ではないとされ る。行為者の個人的事情は量刑の際に一定の考慮事情とはされるものの，それを特 に解明するためだけの情状鑑定が実施されることは皆無に近いと言ってよい。この点に，少年事件との大きな違いが見られる。

2 成人刑事事件において責任能力が問題になりうるのは，捜査段階と起訴後の公判段階であり，それぞれの段階で責任能力鑑定が予定されている。

捜査段階における鑑定は，検察官等が専門家（精神科医等）に嘱託して行うもの （起訴前鑑定または嘱託鑑定）であり（刑訴 223 条以下），必要に応じて被疑者の身柄拘束（鑑定留置）が認められる。また，検察実務においては，法文上の根拠がない にもかかわらず，嘱託鑑定をする以前に，被疑者の同意を得て精神状態を診断する こと（簡易精神鑑定または精神科診断）が広く認められており，起訴•不起訴を判断 する際の資料として利用されている。他方，起訴後の鑑定は，裁判所が専門家に命 じて行うもの（公判精神鑑定）であり（刑訴 165 条以下），必要に応じて被告人の身柄を拘束する鑑定留置が認められる。裁判所から委託された鑑定人は，宣誓したう えで証言し，したがって虚偽鑑定罪（刑 171 条）の対象にもなる。

3 捜査段階における鑑定の結果，被疑者が責任無能力と判断されれば，検察官 は，起訴裁量主義（刑訴 248 条）にもとづいて被疑者を不起訴処分にしなければな らない（事務規程 72 条 2 項 15 号）。また，公判精神鑑定で責任無能力と判断された被告人には，無罪判決が言い渡される（刑 39 条 1 項，刑訴 336 条）。もつとも，これ らのいずれの場合であっても，不起訴または無罪とされた行為者は，そのまま社会 に放置されてしまうわけではなく，一定の要件のもとに，心神喪失者等医療観察法 による司法精神医療的措置（入院治療または通院治療）の対象となる（医療観察法 1条）。なお，この医療観察法の対象となる行為者は，責任無能力者だけに限らず，限定責任能力者にも及ぶ（医療観察法 2 条 2 項）。このように，成人刑事事件におい ては，責任能力を左右する精神障害が認められて行為者が刑事司法から離脱する場合であっても，司法精神医療による対応が予定されているため，危険な行為者が社会に野放しになるという事態を心配する必要はない。

成人犯罪者への対応がこのようなものであるのに対して，少年事件での対応は大 きく異なっている。次にそれを確認していこう。

## III 少年事件と鑑定

1 現在の世界諸国では，一般に，少年犯罪（者）を成人刑事裁判手続とは異なる独自の手続（少年司法システム）で扱うことが広く認められている。日本において も，行為時 14 歳以上の者の犯罪に刑法の適用が明示されている（刑 41 条）一方 で， 20 歳未満の者（少年）の犯罪については，刑法に対する優先適用のもとで少年法が管轄することが明示されている（少 2 条 1 項•3条1項1号• 40 条）。また，現行少年法は，少年事件（犯罪，触法，盧犯）のすべてを専門機関である家庭裁判所 の専属的管轄として，その第一次的な扱いをすべて家庭裁判所の判断に委ねている （家庭裁判所先議•専議主義）。そして，家庭裁判所先議•専議主義を担保するため に，すべての少年事件を家庭裁判所に係属させること（全件送致主義）が採用され， そうした扱いは犯罪少年の事件において特に重要である。すなわち， 14 歳以上の少年の犯罪事件は，刑法上は刑事裁判の対象となりうるにもかかわらず，すべてが家庭裁判所に送致されて（少 41 条前段• 42 条 1 項前段），少年保護事件として家庭裁判所に係属するからである。この場面では，検察官に事件を選別する権限（検察官先議）は完全に否定されている。この点が，日本の現行少年法の大きな特徴をな している。

2 犯罪少年については，捜査段階と家庭裁判所送致後のいずれの段階でも鑑定 を実施することができる。捜査段階については，少年法は鑑定に関する特則を持た ないため，少年法に対する一般法としての刑事訴訟法の適用のもとに，成人刑事事件におけるのと全く同様の形で鑑定を行うことができる（少 40 条）。また，家庭裁判所送致後の鑑定については，少年法 14 条が直接的な根拠を与えている。こうし たことから，成人犯罪と少年犯罪の鑑定の構造自体に違いは存在しない。

捜査段階においては，これまでも，犯罪少年の責任能力を判断するための精神鑑定を行う例が見られたが，そのほとんどは責任能力に問題がないとされたもので あった。少年の責任能力に問題がない場合，家庭裁判所に事件送致する検察官は，鑑定の結果にもとづいて，送致書に「刑事処分相当」の処遇意見（審判規則 8 条 3項）を付すことで対応すれば足りる。2014 年の第2 の佐世保事件や 2015 年の名古屋事件も，そのような対応で家庭裁判所に事件送致されたものであった。他方，鑑定によって責任無能力と判断された場合については，成人が不起訴処分とされるの に対して，少年事件での扱いが必ずしも明らかにされていないため，運用上の深刻

な問題を生じうる。犯罪事件の扱いを規定する事件事務規程によれば，成人犯罪の不起訴裁定は少年犯罪の不送致処分の場合にも及ぶことから（事務規程 75 条 1 項後段•2項 15 号），責任無能力が判明した少年も不送致処分となるように思われる。 これは，事件事務規程の解釈論的な帰結である。しかし，そのような運用は，捜査段階で少年事件の終局を認めるものであり，すべての少年事件の扱いを専門機関と しての家庭裁判所に委ねるという，現行少年法の理念と基本構造に正面から対立す るものとなってしまう。事件事務規程の文理だけでなく，少年法の理念をも念頭に置いた体系的解釈の帰結としては，検察官に事件処理の裁量権が与えられていない少年犯罪については，全件送致による運用が厳守されなければならない。このこと との関係では，責任無能力を確信した検察官が，審判不開始の意見を付して家庭裁判所に事件送致した対応に（金沢家裁決定平成12年10月18日家庭裁判月報53巻3号 100 頁），正しい核心が見られる。もつとも，全件送致主義を遵守すれば，少年の責任能力の状態と無関係に家庭裁判所に事件送致されることになるため，捜査段階で の責任能力鑑定の意義は，成人事件の場合と全く違ったものになる。すなわち，少年事件の場合には，将来的に想定される逆送との関係で責任能力鑑定が意味を持つ にとどまる反面，犯罪を行った少年の問題性（要保護性）を解明するための情状鑑定の意義が高いものとなる。成人事件では捜査段階での情状鑑定がほとんど行われ ないのに対して，少年の要保護性の解明とその解消のための処遇選択を重視する少年事件においては，事件直後の情状鑑定の意義が特に高く，責任能力を判断するた めの鑑定の意義は相対的に低いものとなるのである。

捜査段階での鑑定に対して，家庭裁判所に事件送致された後の鑑定は（少 14 条 1項），要保護性を解明するための機能という点では異なるところがない。他方，責任能力を判断するための機能も大きなものとなる点で，捜査段階での鑑定と比べ て，その意義と内容が異なっている。少年事件の扱いは，家庭裁判所の専属管轄で あり，責任能力の有無がその後の手続を決定的に左右するからである。家庭裁判所 に事件が係属した後，調査段階で責任無能力が判明すれば，審判に付すことができ ないものとして，審判不開始決定で事件は終局する（少 19 条 1 項）。また，審判段階で責任無能力が判明すれば，保護処分に付すことができないものとして，不処分決定で終局することになる（少 23 条 2 項）。さらに，これらの場合には，事件の種類や内容•程度がいかに刑事事件としての扱いにふさわしいもの（刑事処分相当） であったとしても，責任能力が否定される以上，刑罰による責任非難は不可能であ り，刑事処分相当を理由として検察官に送致（逆送）すること（少 20 条）もできな

〔資料〕第13回 南山大学法学部•法科大学院—韓南大学校法科大学 学術交流会
い。この意味で，責任能力の存否が大きな意味を持っており，したがって，責任能力の存否を判断するための鑑定が重要なものとなるのである。

3 ただ，以上のように，捜査段階においては責任能力の有無に関係なくすべて の少年犯罪事件を家庭裁判所に送致し，送致後に責任無能力が判明した場合には，審判不開始決定•不処分決定で少年保護事件が終局し，逆送することもできないた めに少年刑事事件にもなりえないとすると，犯罪行為を実行した責任無能力少年は司法システムから完全に離脱することになり，その処遇との関係で大きな問題が生 じることになる。成人事件の場合には，責任無能力者および限定責任能力者は心神喪失者等医療観察法にもとづいて司法精神医療の対象となるため，このような問題 はほとんど生じることがない。他方，少年事件の場合には，心神喪失者等医療観察法の適用がないとされているため，精神保健福祉法にもとづく一般精神医療の対象 にしかなりえない。精神保健福祉法の適用対象として扱う場合には，20条の任意入院， 33 条 1 項の医療保護入院， 24 条の措置入院の形態が考えられるが，それぞ れに充足すべき要件があることから，責任無能力少年が社会内に放置されてしまう可能性を完全には否定できず，一般精神医療的措置が保障されているわけでもな い。この点は，今後に向けた大きな課題として残されている。

4 家庭裁判所で刑事処分相当（保護処分不相当）と判断された少年は，検察官に逆送されて少年刑事事件手続に係属したうえで，同一性情報の公表禁止（少 61条）等の若干の特別扱いを別にして，成人刑事裁判と同じ手続で審理が進められ る。裁判は公開法廷で行われ（憲 37 条 1 項），裁判員裁判の対象にもなる（裁判員 2条1項）。起訴前の鑑定や起訴後の鑑定の扱いについても，成人の場合と基本的に同じであり，責任無能力または限定責任能力が判明した少年は，医療観察法にもと づいて司法精神医療の対象となる。ただ，そうではあっても，少年保護事件段階で責任無能力と判断された少年が逆送されることは考えられないから，少年刑事手続 ではじめて責任無能力が判明するような事例は皆無に近く，限定責任能力と判断さ れる事例も極めて例外的な存在である。

他方，刑事事件に係属した少年にも少年法の目的（健全育成）が及ぶ（少 1 条） だけでなく，その審理は少年法9条（調査の方針）の趣旨に従って進められること が要請されていることから（少 50 条），成人事件ではほとんど考えられない情状鑑定が，少年の扱いを判断するために活用される点は大きく異なる。

## IV 今後の課題

以上，成人刑事事件と比較する形で，少年犯罪における鑑定の意義と内容を確認 してきた。結論としては，鑑定の構造自体にほとんど違いはないものの，成人事件 ではもつぱら責任能力の確認のために鑑定が実施される一方で，少年犯罪において は，要保護性を解明するための情状鑑定に重点が置かれるということである。ま た，少年の責任能力鑑定に重点が置かれないこととの関係で，少年保護事件段階で は，医療観察法のような対応が整備されていない。しかし，本稿では詳細に言及で きなかったが，少年保護事件についても，刑事責任能力と同様の責任の存在を要求 する立場（責任必要説）が，近時の実務傾向になっている。そうであれば，少年保護事件で責任無能力とされ，手続から離脱する少年について，実効的な処遇方法を実現していかなければならない。さらに，責任必要説を一貫すれば，捜査段階での不送致処分を認めるのが筋ということになり，全件送致主義の基本構造に抵触する ことにもなりかねない。
少年事件における鑑定は，実施例がそれほど多くなく，理論上の議論も多くはな いにもかかわらず，少年法の基本構造や理念を左右する重要な論点なのである。

## ［資 料］

## I 法令の略称

- 刑
- 刑訴
- 裁判員
- 事務規程
- 少 少年法（昭和 23 年法 168 号，1949 年 1 月 1 日施行）
- 審判規則 少年審判規則（昭和 23 年最高裁規則 33 号，1949年1月1日施行）
- （心神喪失者等）医療観察法 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者 の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法 110 号，2005年7月 15日施行）


## II 用語解説

－少年 20 歳未満の者（少 2 条 1 項）

〔資料〕第13回 南山大学法学部•法科大学院—韓南大学校法科大学 学術交流会
＊日本の現行少年法は，多くの少年法制が行為時を基準として「少年」を統一的 に判断しているのに対し，統一的な基準時を明示していない。裁判時•処分時 を基準とする条文が多いため，裁判時•処分時基準を原則として運用される一方，例外的に行為時基準を明示する条文がある（少 51 条• 61 条等）。
＊日本の現行少年法は，多くの少年法制と異なり，少年法が管轄する少年年齢の下限を明示していない。実務では，11歳ないしは 12 歳を下限とした運用に なっている。

- 犯罪少年 行為時 14 歳以上の「罪を犯した少年」（少 3 条 1 項 1 号）
- 触法少年 行為時 14 歳未満で「刑罰法令に触れる行為をした少年」（少 3 条 1項2号）
－盧犯少年 法定の慮犯事由を充足したらえで，将来，犯罪または触法行為をす る慮れのある少年（少 3 条 1 項 3 号）

